

領域「健康」における3法令同時改訂（定） についての一考察

松岡哲雄

はじめに

2017（平成29）年3月31日、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（以下、3法令とする）が同時に改訂（定）告示され、1年間の周知期間を経て、2018（平成30）年4月1日より施行された。「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」は9年ぶりの改訂（定）となり、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は3年ぶりの改訂となった。この3法令は、それぞれに異なる歴史的背景の中で、成立と改正を重ねて今日に至っている。

領域「健康」についての先行研究は、2008（平成20）年の幼稚園教育要領第4次改訂までについて考察している（清水洋生、2017）（清水将之、2017）や新旧保育所保育指針の改定を比較検討している（高橋・戸田、2018）、幼児教育に携わる教員養成の質的発展を目指すことについて考察している（井上他、2018）などがある。

本稿では、3法令の同時改訂（定）についての、歴史的変遷を概観し、領域「健康」を中心に3法令の改訂（定）のポイントをまとめ考察する。また、3法令の同時改訂（定）は幼稚園教育要領に整合する形での改訂（定）となっているため、新旧の幼稚園教育要領の領域「健康」のねらい及び内容、内容の取扱いの改訂のポイントもまとめ考察し、おわりに3法令の課題と展望を示していく。

第1章. 3法令の変遷

1. 1 3法令同時改訂（定）に至るまでの概要

3法令は、それぞれに異なる歴史的背景の中で、改訂（定）を重ねて今日に至っている。

改訂・改定の表記だが、幼稚園教育要領（文部科学省）と幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文部科学省・厚生労働省）の表記は全て「改訂」となっている。保育所保育指針（厚生労働省）は、1990（平成2）年、1999（平成11）年は「改訂」、しかし、告示となった2008（平成20）年、2017（平成29）年は、「改定」として表記されている。表1に、「3法令同時改訂（定）に至るまでの概要」を示す。

表1 3法令同時改訂（定）に至るまでの概要

	幼稚園	保育所	認定こども園
1948(昭和23)年	文部省 「保育要領—幼児教育の手引き—」		
1952(昭和27)年		厚生省「保育指針」	
1956(昭和31)年	文部省「幼稚園教育要領」（刊行）6領域（健康・社会・自然・言語・音楽リズム・絵画制作）		
1964(昭和39)年	文部省 「幼稚園教育要領」（第1次改訂）告示		
1965(昭和40)年		厚生省「保育所保育指針」（刊行）（通知） ※幼稚園教育要領にあわせて、3歳以上を6領域とする	

1989(平成元)年	文部省 「幼稚園教育要領」 (第2次改訂)告示、 ※6領域から5領域 へ(健康・人間 関係・環境・言葉・ 表現)		
1990(平成2)年		厚生省「保育所保育 指針」(第1次改訂) 通知 ※「幼稚園教育要領」 に応じ、3歳以上 を6領域から5領 域とする。3歳未 満は領域を廃止	
1998(平成10)年	文部省 「幼稚園教育要領」 (第3次改訂)告示		
1999(平成11)年		厚生省 「保育所保育指針」 (第2次改訂)通知	
2008(平成20)年	文部科学省 「幼稚園教育要領」 (第4次改訂)告示	厚生労働省 「保育所保育指針」 (第3次改定)告示	
2014(平成26)年			内閣府・文部科学省・ 厚生労働省「幼保連 携型認定こども園教 育・保育要領」告示
2017(平成29)年	文部科学省 「幼稚園教育要領」 (第5次改訂)告示	厚生労働省 「保育所保育指針」 (第4次改定)告示	内閣府・文部科学省・ 厚生労働省「幼保連 携型認定こども園教 育・保育要領」(第 1次改訂)告示

出典：文部科学省「幼稚園教育要領改訂の経緯及び概要」、無藤 隆・汐見 稔幸・砂上
史子『ここがポイント！3法令害ガイドブック』フレーベル館 2017年6頁よ
り筆者作成

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/026/siryo/07072701/007.htm
(閲覧日2020年2月25日)

1. 2 3法令同時改訂（定）に至るまでの変遷

文部省（現：文部科学省）より刊行された1956（昭和31）年の幼稚園教育要領は、1948（昭和23）年の「保育要領—幼児教育の手引き—」が改訂されたものである。その「幼稚園教育要領」の特徴は、小学校との一貫性を持たせるように、6領域、「健康」・「社会」・「自然」・「言語」・「音楽リズム」・「絵画制作」となっており、幼稚園の教育課程のための基準を示すものとなっている。それ以後、1964（昭和39）年、1989（平成元）年、1998（平成10）年、2008（平成20）年、2017（平成29）年と5回の改訂が行われている。1964（昭和39）年の改訂から、「告示」として規定され法的拘束力をもつようになった。その後、25年ぶりに1989（平成元）年に幼稚園教育要領が改訂され、領域は6領域から5領域となり、「健康」・「人間関係」・「環境」・「言葉」・「表現」に改められた。変更点としては、「音楽リズム」と「絵画制作」の領域は「表現」という1つの領域に統合され、「社会」の領域は「人間関係」の領域へと変換された。また環境には、自然環境と社会環境があることから、「環境」の領域は、「自然」と「社会」の領域を部分的に組み合わせたものと考えることができる。この5領域は、2017年の改訂まで踏襲されている。

保育所は、「保育指針」によって保育が行われていたが、幼稚園教育要領から9年遅れの1965（昭和40年）に厚生省（現：厚生労働省）より「保育所保育指針」が策定された。保育所保育指針の制定が、幼稚園教育要領より遅れた理由として、早瀬・山本は、「保育所保育指針の制定が遅れたのは、保育所は救済的な施設として発足した経過とも関連して、積極的な教育や意図的な保育というよりも健康面、養護面に配慮が行われていたことに負うことが大きいと考えられる。」と述べている（早瀬・山本、2016、p. 372）。保育所保育指針は、1965年以降25年間改訂されなかったが、1989年の幼稚園教育要領の改訂に準じて1990年に第1次改訂が行われている。その9年後の1999（平成11）年に第2次改訂が行われている。これらは厚生省からの通知としてのガイドラインであり、強制力はなかったが、2008（平成20）年の第3次改定から厚生労働省〈2001（平成13）年発足〉の「告示」となり、「児童福

社施設の設備及び運営に関する基準」(第35条)として位置づけられた。そして、2017(平成29)年に第4次改定し「告示」された。

幼保連携型認定こども園・保育要領は、2014(平成26)年に内閣府・文部科学省・厚生労働省共同の「告示」となった。その後、2017(平成29)年に第1次改訂され「告示」された。

このように2017(平成29)年、3法令が同時に改訂(定)「告示」され、1年間の周知期間を経て、2018(平成30)年4月1日より「施行」された。小学校以上に関しては2020(令和2)年以降に順次実施されるが、それに先駆けて3法令が同時に「告示」・「施行」されたのは今回が初めてである。

1. 3 3法令の位置づけと根拠法令について

「幼稚園」「保育所」「幼保連携型認定こども園」は、位置づけも根拠法令も異なる。幼稚園は、「学校」として位置づけされており、根拠法令は「教育基本法」及び「学校教育法」であり、さらに幼児が育つうえでの一定の質が確保できるように「学校教育法施行規則」及び「幼稚園設置基準」が定められている。

保育所は、「児童福祉施設」として位置づけされており、根拠法令は「児童福祉法」であり、さらに子どもが育つうえでの一定の質が確保できるように「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」が定められている。

幼保連携型認定こども園は、「学校」ならびに「児童福祉施設」としても位置づけされており、根拠法令は「教育基本法」及び「学校教育法」、「児童福祉法」、「就学前の子どもに関する教育及び保育等の総合的な提供の推進に関する法律」などであり、さらに園児が育つうえでの一定の質が確保できるように「認定こども園施行規則」及び「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」が定められている。

このように、位置づけも根拠法令も異なる幼稚園、保育所、認定こども園の3法令同時改訂(定)により、整合性がより図られたことは大変意義があると考えられる。

第2章. 領域「健康」の3法令の改訂（定）のポイント

2. 1 3法令の「健康」領域

下記の表は、2018（平成30）年4月1日より施行された「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の、3歳以上の「健康」領域を示したものである（表2）。条文の下線は、内容上の変更があった箇所である（漢字からひらがなの記述の仕方の変更などは記載していない）。この3法令では、3歳以上の教育においては「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の考え方や「領域」、「内容」、「内容の取扱い」等の表記を「共通化」させたところに特徴がある。また、「保育所保育指針」などは多く加筆され、「幼稚園教育要領」に整合する形となっている。3法令とも全てが同じ表記でない箇所もあるが^{注1}、内容面では完全一致と考えることができる。

表2 3法令比較表

幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園・保育要領
<p>健康</p> <p>健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。</p> <p>1ねらい</p> <p>(1)明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。</p> <p>(2)自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。</p>	<p>ア健康</p> <p>健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。</p> <p>(ア)ねらい</p> <p>①明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。</p> <p>②自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。</p>	<p>健康</p> <p>健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。</p> <p>1ねらい</p> <p>(1)明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。</p> <p>(2)自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。</p>

^{注1} 記載の相違点として「幼稚園教育要領」は、幼稚園、幼児、先生または教師、「保育所保育指針」は保育所、子ども、保育士等、「幼保連携認定こども園・保育要領」は幼保連携認定こども園、園児、保育教諭等である。

(3)健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

2 内容

- (1)先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- (2)いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- (3)進んで戸外で遊ぶ。
- (4)様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- (5)先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。
- (6)健康な生活のリズムを身に付ける。
- (7)身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
- (8)幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- (9)自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- (10)危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

③健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

(イ)内容

- ①保育士等や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- ②いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- ③進んで戸外で遊ぶ。
- ④様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- ⑤保育士等や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。
- ⑥健康な生活のリズムを身に付ける。
- ⑦身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
- ⑧保育所における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- ⑨自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- ⑩危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

(3)健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

2 内容

- (1)保育教諭等や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- (2)いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- (3)進んで戸外で遊ぶ。
- (4)様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- (5)保育教諭等や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。
- (6)健康な生活のリズムを身に付ける。
- (7)身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
- (8)幼保連携型認定こども園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- (9)自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- (10)危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1)心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- (2)様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。
- (3)自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置など

(ウ)内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ①心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、子どもが保育士等や他の子どもとの温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- ②様々な遊びの中で、子どもが興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。
- ③自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、子どもの興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、子どもの動線に配慮した園庭や遊具の配

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1)心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、園児が保育教諭等や他の園児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- (2)様々な遊びの中で、園児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。
- (3)自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、園児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、園児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。

を工夫すること。

(4)健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。

(5)基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児と関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるようにすること。

(6)安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害な

置などを工夫すること。

④健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、子どもの食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で保育士等や他の子どもと食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。

⑤基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、子どもの自立心を育て、子どもが他の子どもと関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるようにすること。

⑥安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害な

(4)健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、園児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で保育教諭等や他の園児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。

(5)基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、園児の自立心を育て、園児が他の園児と関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるようにすること。

(6)安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害な

どの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

どの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

どの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

※条文の_線は、内容上の変更のあった箇所である

出典：文部科学省「幼稚園教育要領」2017年、厚生労働省「保育所保育指針」2017年、内閣府・文部科学省・厚生労働省「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」2017年より筆者作成

2. 2 領域「健康」の「ねらい」「内容」「内容の取扱い」とは

この3法令では、3歳以上の教育においては「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の考え方や「領域」、「内容」、「内容の取扱い」等の表記を「共通化」させたところは、大きな特徴の1つである。

3法令の中で、育みたい資質・能力と幼児の生活する姿から捉えたものが「ねらい」である。この「ねらい」は、園での生活全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものである。「内容」は、「ねらい」を達成するための事項である。その「ねらい」を身に付けるためには、「何を経験すればよいのか」というときの「何を」に当たる部分である。また、幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものである。「内容の取扱い」は、「内容」に書かれている事項を保育者がどのように援助や配慮をして、経験させていくべきかということが示されている。要するに、内容の取扱いは、幼児の発達を踏まえた指導を行うにあたって留意すべき事項ということである。

2. 3 小学校教育との連携

小学校以降も重要視されている生きる力の基礎を幼児期に育むことが求められている。そのためには、小学校以降の発達を見通しながら教育活動を展開し、園生活において幼児の自発的な活動である遊びや生活を通して育みたい資質・能力を育むことが大切である。資質・能力とは、「知識及び技能の

基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つである。小・中学校の学習指導要領にも「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つが載っている。小・中学校と違う部分は、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」の「～の基礎」の部分である。これらの文言からも、幼児教育ではこれらの基礎が培われ、小学校以上では教科等の指導により成長していき、幼児教育と小学校教育の系統性が重要視されていることが分かる。

そのためには、幼稚園、保育所、認定こども園などの保育者は「学習指導要領」、小学校教員は3法令などを熟読し理解を深め、その上で自らの教育課程の在り方を再検討し、幼児教育側では小学校生活へつながる保育・教育活動を、小学校教育側では幼稚園・保育園・認定こども園などでの経験をいかした教育活動などを行い幼児教育と小学校教育の連続性・一貫性を確保することが求められる。

幼児・児童の交流では、例えば、幼児が小学校へ出向き児童と一緒に生活科や体育などの活動をしたり、児童と一緒に給食の配膳から会話を楽しみながら食事をしたりなどの交流が考えられる。このような交流を通して、お兄さん、お姉さん、小学校の教員と顔見知りとなり、小学校へ入学することへの期待感や安心感が生まれる。

2. 4 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

この改訂（定）では、3法令ともに、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」という3つの資質・能力の柱が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として示され、具体的な姿や保育者の指導のポイントがまとめられた。また資質・能力は現行の3法令の5領域の枠組みにおいて育むことができるため、5領域は引き続き維持されている。この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、年長児から小学校にかけて成長していく様子を示したものとなっているが、あくまでも方向性であって、幼児期に100%実現しなければならないといった到達目

標ではないので、「姿」となっている。しかし幼稚園、保育所、認定こども園においては、幼児の発達や学びの個人差に留意しつつ、幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の姿を具体的にイメージして、日頃の教育を行っていく必要がある。また、個別に取り出されて指導されるものではなく、遊びを通しての総合的な指導を行う中で一体的に育んでいくことにも留意する必要がある。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と、主に対応すると考えられる領域を括弧内に示す。(1) 健康な心と体 (健康)、(2) 自立心 (人間関係)、(3) 協同性 (人間関係)、(4) 道徳性・規範意識の芽生え (人間関係)、(5) 社会生活との関わり (人間関係・環境)、(6) 思考力の芽生え (環境)、(7) 自然との関わり・生命尊重 (環境)、(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 (環境・言葉)、(9) 言葉による伝え合い (言葉)、(10) 豊かな感性と表現 (表現)。以上が10の姿と主に対応すると考えられる領域になるが、括弧で示した領域は、その領域のみで育まれるものではなく、5つの領域の「ねらい及び内容」に基づく活動全体を通して育まれることにも留意する必要がある。

この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」では、まず初めに、「1.健康な心と体」の「健康」に関する領域の内容となっている。10の姿に序列は示されていないが、「健康な心と体」が1番目にくる理由として、健康な心と体は、人が生きていく上での基礎となる部分であるからだと考えられる。心も体も健康な状態になることで、体を十分に動かして遊んだり、生活できたりといった、密接な関係がある。また活動の中で、保育者が指示をしなくても、自ら見通しをもって健康で安全な生活をつくり出していけるようになることも目標の1つである。例えば、暑くなったら上着を脱ぐ、外で遊んだ後は手洗いをするといったことである。

2. 5 幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿とは

幼児期の発達の段階を踏まえれば、幼児期の教育において、学年ごとに到

達すべき目標を一律に設定することは適切ではないが、幼児の発達や学びの個人差に留意しつつ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を具体的にイメージして、日頃の教育を行っていく必要がある。下記に、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の具体的な例などを示す（表3）。

表3 幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿（参考例）

(1) 健康な心と体

幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

(具体的な姿の参考例)

- ・体を動かす様々な活動に目標をもって挑戦したり、困難なことにつまずいても気持ちを切り替えて乗り越えようとしたりして、主体的に取り組む。
- ・いろいろな遊びの場面に応じて、体の諸部位を十分に動かす。
- ・健康な生活リズムを通して、自分の健康に対する関心や安全についての構えを身に付け、自分の体を大切にする気持ちをもつ。
- ・衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動の必要性に気づき、自分でする。
- ・集団での生活の流れなどを予測して、準備や片付けも含め、自分たちの活動に、見通しをもって取り組む。

(2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

(具体的な姿の参考例)

- ・生活の流れを予測したり、周りの状況を感じたりして、自分でしなければならないことを自覚して行う。
- ・自分のことは自分で言い、自分でできないことは教職員や友達の助けを借りて、自分で行う。
- ・いろいろな活動や遊びにおいて自分の力で最後までやり遂げ、満足感や達成感をもつ。

(3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるよう

になる。

(具体的な姿の参考例)

- ・いろいろな友達と積極的にかかわり、友達の思いや考えなどを感じながら行動する。
- ・相手に分かるように伝えたり、相手の気持ちを察して自分の思いの出し方を考えたり、我慢したり、気持ちを切り替えたりしながら、わかり合う。
- ・クラスの様々な仲間とかかわりを通じて互いのよさをわかり合い、楽しみながら一緒に遊びを進めていく。
- ・クラスみんなで共通の目的をもって話し合ったり、役割を分担したりして、実現に向けて力を発揮しやり遂げる。

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

(具体的な姿の参考例：道徳性の芽生え)

- ・相手も自分も気持ちよく過ごすために、してよいことと悪いこととの区別などを考えて行動する。
- ・友達や周りの人の気持ちを理解し、思いやりをもって接する。
- ・他者の気持ちに共感したり、相手の立場から自分の行動を振り返ったりする経験を通して、相手の気持ちを大切に考えながら行動する。

(具体的な姿の参考例：規範意識の芽生え)

- ・クラスのみなどと心地よく過ごしたり、より遊びを楽しくするためのきまりがあることが分かり、守ろうとする。
- ・みんなで使うものに愛着をもち、大事に扱う。
- ・友達と折り合いをつけ、自分の気持ちを調整する。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(具体的な姿の参考例)

- ・小学生・中学生、地域の様々な人々に、自分からも親しみの気持ちを持って

接する。

- ・親や祖父母など家族を大切にしようとする気持ちをもつ。
- ・関係の深い人々との触れ合いの中で、自分が役に立つ喜びを感じる。
- ・四季折々の地域の伝統的な行事に触れ、自分たちの住む地域に一層親しみを感ずる。

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(具体的な姿の参考例)

- ・物との多様なかかわりの中で、物の性質や仕組みについて考えたり、気付いたりする。
- ・身近な物や用具などの特性や仕組みを生かしたり、いろいろな予想をしたりし、楽しみながら工夫して使う。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもちかへるようになる。

(具体的な姿の参考例：自然との関わり)

- ・自然に出会い、感動する体験を通じて、自然の大きさや不思議さを感じ、畏敬の念をもつ。
- ・水や氷、日向や日陰など、同じものでも季節により変化するものがあることを感じ取ったり、変化に応じて生活や遊びを変えたりする。
- ・季節の草花や木の実などの自然の素材や、風、氷などの自然現象を遊びに取り入れたり、自然の不思議さをいろいろな方法で確かめたりする。

(具体的な姿の参考例：生命尊重)

- ・身近な動物の世話や植物の栽培を通じて、生きているものへの愛着を感じ、生命の営みの不思議さ、生命の尊さに気付き、感動したり、いたわったり、大切にしたりする。
- ・友達同士で目的に必要な情報を伝え合ったり、活用したりする。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(具体的な姿の参考例)

- ・生活や遊びを通じて、自分たちに関係の深い数量、長短、広さや速さ、図形の特徴などに関心もち、必要感をもって数えたり、比べたり、組み合わせたりする。
- ・文字や様々な標識が、生活や遊びの中で人と人をつなぐコミュニケーションの役割をもつことに気付き、読んだり、書いたり、使ったりする。

(9) 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(具体的な姿の参考例)

- ・相手の話の内容を注意して聞いて分かったり、自分の思いや考えなどを相手に分かるように話したりするなどして、言葉を通して教職員や友達と心を通わせる。
- ・イメージや考えを言葉で表現しながら、遊びを通して文字の意味や役割を認識したり、記号としての文字を獲得する必要性を理解したりし、必要に応じて具体的な物と対応させて、文字を読んだり、書いたりする。
- ・絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わうことを通して、その言葉のもつ意味の面白さを感じたり、その想像の世界を友達と共有し、言葉による表現を楽しんだりする。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

(具体的な姿の参考例)

- ・生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにもちながら、楽しく表現する。
- ・生活や遊びを通して感じたことや考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったり、演じて遊んだりする。
- ・友達同士で互いに表現し合うことで、様々な表現の面白さに気付いたり、友達と一緒に表現する過程を楽しんだりする。

出典：文部科学省「幼稚園教育要領」2017年、厚生労働省「保育所保育指針」2017年、内閣府・文部科学省・厚生労働省「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」2017年、文部科学省「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」2010年より筆者作成

第3章. 新旧の幼稚園教育要領のねらい及び内容、内容の取扱いの改訂点やポイント

3. 1 「旧 幼稚園教育要領」と「新 幼稚園教育要領」の比較対照表

「旧 幼稚園教育要領」と「新 幼稚園教育要領」の比較対照表を表4に示す。「新 幼稚園教育要領」の条文の下線は、内容上の変更があった箇所であり、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も2017年の同時改訂で同様の内容に変更されている。

表4 「旧 幼稚園教育要領」と「新 幼稚園教育要領」の比較対照表

旧 幼稚園教育要領	新 幼稚園教育要領
<p>健康 〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕 1ねらい (1)明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 (2)自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 (3)健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。</p> <p>2内容 (1)先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。 (2)いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。 (3)進んで戸外で遊ぶ。</p>	<p>健康 〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕 1ねらい (1)明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 (2)自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 (3)健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、<u>見通しをもって行動する。</u></p> <p>2内容 (1)先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。 (2)いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。 (3)進んで戸外で遊ぶ。</p>

- (4)様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- (5)先生や友達と食べることを楽しむ。
- (6)健康な生活のリズムを身に付ける。
- (7)身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
- (8)幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- (9)自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- (10)危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1)心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- (2)様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、安全についての構えを身に付け、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。
- (3)自然の中で伸び伸びと体を動かし

- (4)様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- (5)先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。
- (6)健康な生活のリズムを身に付ける。
- (7)身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
- (8)幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- (9)自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- (10)危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1)心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- (2)様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。
- (3)自然の中で伸び伸びと体を動かし

て遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。

(4)健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。

(5)基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児とかかわりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付けるようにすること。

(第3章より移行)

(1)安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。

て遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。

(4)健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。

(5)基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児と関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるようにすること。

(6)安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

※条文の__線は、内容上の変更のあった箇所である。

出典：文部科学省「幼稚園教育要領」2008、文部科学省「幼稚園教育要領」2017年より筆者作成

3. 2 見通しを持って行動することについて

「新 幼稚園教育要領」の「ねらい」の(3)では「見通しをもって行動する。」が新たに加えられた。また、「内容の取扱い」の(5)では「次第に見通しをもって行動できるようにすること。」が加えられた。見通しをもって行動するには、その必要性を幼児自身が理解し、自分でできるようになったことを使いながら、先々を予測して自発的に動けるようになることが必要である。基本的な生活習慣でいえば、「食事」や「排泄」、「衣服の着脱」などは、生理的欲求や反応、自分自身の不快感などの中で身に付くことも多いが、「清潔」の習慣というのは、教えなければ身に付かないものである。幼児が清潔行為に関心を持ち、清潔にすると気持ちが良いということを実体験させたりすることが自発的な行動に繋がる。例えば、外から帰って手洗いやうがいをするのは、目に見えない菌が手やのどに付いていることを話したり、汚れた手を見せたりして必要性を理解させ、それらの仕方も理解できているからこそ自発的な習慣が身につく。

3. 3 食育について

「食育」に関する記述は、前回の2008(平成20)年の改訂時に、内容「(5)先生や友達と食べることを楽しむ」、内容の取扱い「(4)健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。」が追加された。この食育の推進の背景には、肥満や痩身、朝食の欠食や孤食の問題などがあり、2005(平成17)年に食育基本法が成立し、2006(平成18)年には食育推進基本計画が策定され、厚生労働省が発表した食育プログラムにより小学校や保育所で食育の取り組みが進められていたことなどがある。

2017(平成29)年の新幼稚園教育要領はさらに食育が強化されており、内容「(5)食べ物への興味や関心をもつ。」が加えられ、食育の目指すところ

が、興味・関心であることを明確にしている。さらに、内容の取扱い「(4) 食の大切さに気付き、」が加えられ、食べる喜びや楽しさを感じながら、食べ物への興味や関心をもち、生きる上での食の大切さに気付くことの重要性が明示されている。食べ物への興味や関心をもたせたり、食の大切さに気付かせたりするには、好き嫌いをなくそうと教えることも大切であるが、まず食材の形態を変えるなどして食べる事への興味や関心をもてるようにしたり、保育者や周りの友達と一緒に食事をする事で、食べることへの楽しみや喜びを味わえるようにしたりすることも大切である。また幼児は、野菜など苦手食材を自分で育てたり、簡単な料理をしたりすることでも、その食べ物への興味や関心をもち、食の大切さに気付くこともあるため、保育者はこういった環境構成を整えることも大切になってくる。

3. 4 多様な動きを経験することについて

「内容の取扱い」の(2)では「その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。」が加えられているが、この背景には幼児の体力・運動能力の低下の現状がある。そのため文部科学省(2011)では、2009年から2011年の3年間にわたり運動発達の重要性に着目し、「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究」を実施し、幼児期に習得しておくことが望ましい基本的な動作(走る、跳ぶ、投げる等)や、生活習慣及び運動習慣を身に付けるための効果的な取り組みなどについて実践的な研究報告がなされた。この調査研究を背景に、「幼児期運動指針」が文部科学省から2012年3月に、幼児期の運動はどうあるべきかを示したガイドラインとして発表された。幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省、認定こども園は内閣府等と行政管轄が分かれているが、「幼児期運動指針」は3歳から6歳までの小学校就学前の全ての幼児を対象として作成されており、全国の幼稚園、保育所、認定こども園に約22万部配布され

ている^{注2}。この「幼児期運動指針」には「多様な動きが経験できるように様々な遊びを取り入れること」とうたっている。多様な動きには、「動きの多様化」と「動きの洗練化」の2つの方向性がある。「動きの多様化」では、立つ、座る、寝ころぶ、起きる、回る、転がる、渡る、ぶら下がるなど「体のバランスをとる動き」や、歩く、走る、はねる、跳ぶ、登る、下りる、這う、よける、すべるなど「体を移動する動き」、持つ、運ぶ、投げる、捕る、転がす、蹴る、積む、こぐ、掘る、押す、引くなどの「用具などを操作する動き」がある。

幼児期からサッカーや野球などの運動だけを行うことは、特定の部位にだけ負担が掛かりやすく、体格ができあがっていない幼児期には、けがを負わせる原因になりやすい。幼児期には発育・発達の観点からも、これらの多様な動きを経験させることが必要である。

3. 5 安全や避難訓練について

「内容の取扱い」の(6)では「状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、」から「安全についての構えを身に付け、」に変更された。幼児は発育・発達するにしたがって、様々なものに興味・関心を示すようになり、また自分の思うように身体を動かすことができるようになると、行動範囲も広がり、様々な危険な出来事にも直面するようになる。幼児期に培っておきたい能力の1つとして、安全についての心構えを身に付け、幼児自身がその状況を理解し、判断し、様々な危険に対処できるようになることがある。例えば、遊ぶときはルールを守らないと危ないことや、危険なことは避けたほうが良いことを自分自身が理解し、行動できるようにすることである。

ならびに、「避難訓練などを通して、」が新たに加えられた。災害は地域に

^{注2} この指針とともに「幼児期運動指針ガイドブック」と「幼児期運動指針普及パンフレット」も作成され、同時に配布されている。

よって異なるが、津波や洪水、地震、火事、不審者対応など様々な災害や犯罪から自分自身が身を守るため、保育者とともに、緊急時の訓練を行うことの大切さを明示している。保育者は、幼児の安全を確保するためにしっかりと「安全管理」と、事故が起らないように幼児たちへの「安全教育」に努めなければならない。幼児が遊びの中で色々な経験を重ね、その遊びを通して、遊具の使い方や入ってはいけない場所、危険な物などを理解する「安全教育」を習得していくことが必要である。また、保育者は、幼児の事故の特徴を知り、幼児が安心して遊ぶことができる環境に整備していくことも必要である。

これらは、旧幼稚園教育要領において、第3章、「第1 指導計画の作成に当たっての留意事項」の「2 特に留意する事項」に示されていた安全に関する記述を、安全に関する指導の重要性の観点等から、新幼稚園教育要領では「内容の取扱い」(6)に移行し、新たに設けられたものである。これに伴い、「内容の取扱い」(2)に記載されていた「安全についての構えを身に付け」という文言が、「内容の取扱い」(6)に移行し示されている。

おわりに

本稿では、「幼稚園教育要領」・「保育所保育指針」・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」における歴史的変遷と改訂(定)のポイントを、領域「健康」を中心に考察し、その教育的意義や特性について論じてきた。

この3法令の整合性が図られた上での、同時に改訂(定)から施行までの流れは評価ができる。しかし根拠法令も位置づけも異なる幼稚園、保育所、認定こども園においては、保育の内容や質を現場で統一することは厳しいのではないだろうか。そういった意味からも根拠法令や位置づけなどを含めた所管の統一や、さらに踏み込んだ保育内容などの共通の枠組みを整え、同じ内容や質の教育や保育を受けられるように保障することが必要である。

また幼児期から高校の学校教育を通して育む力の基礎となる3つの資質・

能力の柱が、幼児期では「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」であるため、小学校以降の幼児の育ちにつながりを持たす意味でも、小学校教育との連携をより一層密する必要がある。文部科学省（2010）には、幼小接続の取組みを進めるための方策として、都道府県・市町村の教育委員会を中心として関係部局が連携し、各学校・施設へ積極的な支援を行うことなどを求めている。

以上のことから、教育委員会がリーダーシップをとり、教職員の交流や合同研究の場、幼児と児童の交流の場などをより多く設け、幼稚園、保育所、認定こども園の保育者と小学校の教員が「10の姿」を共有化するさらなる接続の強化が必要である。

引用・参考文献

- ・井上邦子他「教員養成における幼稚園5領域科目の内容構成（1）—「健康」に関わる教育内容研究知見に依拠して—」次世代教員養成センター研究紀要（4）pp.229-237 2018
- ・厚生労働省『保育所保育指針解説』フレーベル館 2008
- ・厚生労働省「保育所保育指針」2017
- ・厚生労働省『保育所保育指針解説』フレーベル館 2018
- ・清水洋生「幼稚園教育要領における教育内容の変遷：領域「健康」を中心に」新島学園短期大学紀要（38）pp.43-53 2017
- ・清水将之「幼稚園教育要領における領域「健康」の変遷：保育要領と幼稚園教育要領を俯瞰して」淑徳大学短期大学部研究紀要（56）pp.81-97 2017
- ・高橋健司・戸田大樹「領域「健康」と「健康及び安全」に関する研究—新旧保育所保育指針の比較を中心として—」教育学論集（70）pp.93-108 2018
- ・内閣府・文部科学省・厚生労働省『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』フレーベル館 2015
- ・内閣府・文部科学省・厚生労働省「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」2017
- ・内閣府・文部科学省・厚生労働省『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』フレーベル館 2018
- ・早瀬真喜子・山本弥栄子「幼稚園教育要領・保育所保育指針の変遷と保育要領を読み解く」プール学院大学研究紀要 第57号 pp.365-380 2016
- ・無藤隆『平成29年告示 幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領3法令改訂（定）の要点とこれからの保育』チャイルド本社 2017
- ・文部科学省「幼稚園教育要領」2008

- ・文部科学省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館 2008
- ・文部科学省「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」2010
- ・文部科学省「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動のあり方に関する調査研究報告書」2011
- ・文部科学省「幼稚園教育要領」2017
- ・文部科学省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館 2018
- ・文部科学省「幼稚園教育要領改訂の経緯及び概要」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/026/siryo/05120701/008.htm
(閲覧日2020年2月22日)
- ・幼児期運動指針策定委員会「幼児期運動指針」文部科学省 2012

